融資商品説明書

令和6年5月1日現在

商品名	長門市水洗便所改造資金融資(1-15)
ご利用いただける方	・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)長門市長が水洗便所改造資金融資の斡旋を決定した方。 (2)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。
お使いみち	・汲み取り便所を水洗便所に改造する資金。
ご融資金額	・一般住宅５０万円以内およびアパート等２００万円以内（１万５千円単位）で市長が決定した金額。
ご返済期間	・３１ヵ月以内。
ご融資利率	・固定金利。お借入時のみずほ銀行長期プライムレートに年０．１％を加算した利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・毎月１万５千円以上（千円単位）の元金均等分割返済とし、端数は初回に調整します。約定返済における利息については長門市が全額負担しますので、元金のみのご返済となります。
担　　保	・不要です。
連帯保証人	・不要です。
保 証 料	・不要です。
生命保険	・不要です。
手 数 料 等	・不要です。
会　　員	・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫